

令和5年7月1日

(公財) 日本少年野球連盟
関係各位

(公財) 日本少年野球連盟
会長 惣田 敏和

(公財) 日本少年野球連盟におけるライセンス制度導入について (通達)

平素は、(公財) 日本少年野球連盟 (以下「連盟」という) の指導者として、少年に硬式野球を通じ正しい野球のあり方を指導し、心身の練磨とスポーツマンシップを理解させる事に努め、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

現在、青少年を取り巻く環境が変化する中、連盟としても発展と運営の向上を図るため、優れた指導者が不可欠となってきております。

そこで、連盟といたしましては、指導者ライセンス制度を導入する運びとなりました。以下にその概要と本年度の運用における具体的な内容をご案内いたします。

記

【ライセンス制度の概要】

1. 目的

連盟登録指導者の質の向上と統一を図り、安全かつ適切な指導環境を確保することを目的とします。

2. 対象者

本制度の対象者は、連盟登録する全て指導者 (連盟・ブロック・支部の役員、並びに連盟登録チームの代表・監督・コーチ・マネージャー・審判員[BL2 級以上]) の方を対象とします。

3. ライセンス取得規定

- ① 連盟が指定した講習等の受講を登録申請前までに終了し、受講確認を受けた者に当該年度与える。
- ② 有効期限は、指導者登録証の有効期間に準じる。
- ③ 毎年度、指導者登録申請前までの受講が必須。

- ④ 未受講者は、受講終了まで連盟登録を行えない。
- ⑤ 受講後、アンケートの提出が必須。
- ⑥ 当該支部長による講習等の受講確認（署名・押印）
- ⑦ 支部担当連盟役員による講習等の受講確認（署名・押印）
- ⑧ その他「ライセンス制度運用規定」による。

4. 令和6年度（初年度）の運用内容

令和6年度の指導者ライセンス取得に関しては、連盟登録する全ての指導者を対象とせず、登録チームの代表・監督・コーチ（1名以上）の受講を義務づける。

登録チーム3名以上の受講が確認でき次第、同チーム登録及び他の指導者全ての指導者登録を行うものとする。

5. 令和6年度（初年度）のライセンス取得条件

- ① 連盟指定のライセンス取得条件を満たした者（別途案内）
代表・監督・コーチ（1名以上）
- ② アンケートの提出
（アンケート用紙にあっては、別途連盟HPに掲載）

6. その他

令和7年度以降のライセンス制度（指導者登録）に関しては、令和6年度中に関係各位に対し、別途案内にてお知らせいたします。

以上

令和5年度 指導者ライセンス資格取得講習会について

7月・9月に東京・大阪にて、指導者ライセンス資格取得講習会を公開で実施し、講習会動画の収録を行い、9月末に連盟ホームページに動画 URL を設置いたします。

10月以降、全国各地において、動画視聴による講習会を受講することができます。

・講習会の受講

基本的に支部単位で受講する方法を検討してください。チーム数の多い支部はグループ分けして数回開催すると効率的です。

病気療養等の特別な事情により、支部開催の講習会に参加できない場合は、支部長の許可を得て、個人受講を可能とします。

・講習会受講後

受講後は、アンケートを記入し、支部に提出してください。(期限 12月10日)

支部長と支部担当連盟役員が受講確認し、署名捺印後ブロックに提出

(期限 12月20日)

・登録証について

受講された方は、例年通り1月末に年度切り替えの登録がされ、出力可能となります。